

中小企業政策の変遷とその要因

2013. 7. 24

中田 哲雄

# 本日のテーマと論点

---

## 中小企業政策の変遷とその要因

- 1 問題意識と仮説
- 2 中小企業政策の柱立て
- 3 政策の時代区分
- 4 政策要因(政策対象、政策供給体制、政策思想、政策資源)の変化
- 5 政策要因と政策の関係

# 問題意識と仮説

1 問題意識—政策の変遷過程（創設・発展・縮減・廃止等）  
をできるだけ合理的な視点により、整理・検証すること

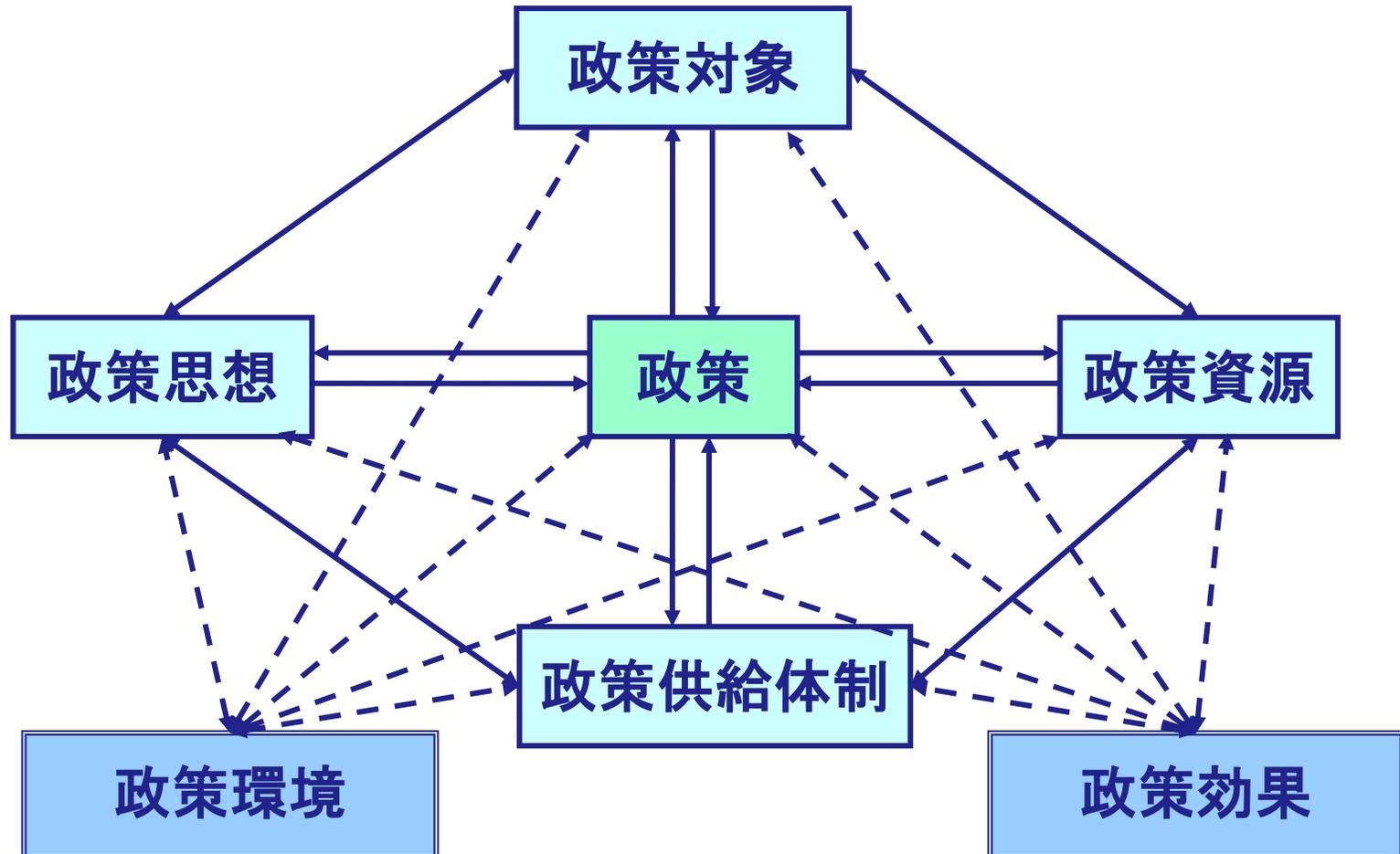
## 2 仮説

①政策は「政策要因」により規定され、政策要因はそれぞれの時代における政策環境の影響を受けて変化する。

②基本的な政策要因は、「政策対象」、「政策供給体制」、「政策思想」、「政策資源」である。

③政策要因は相互に影響しあいながら政策の変動をもたらす。「政策の効果」も政策要因に影響を及ぼす。

# 政策要因のダイヤモンド構造



## 分析の進め方

- 1 複数の政策について、可能な限り統一項目により政策要因の動向を把握する。
- 2 政策要因の動向の把握に当たっては、可能な限り「定量的」なデータを活用して推論する。
- 3 一定の政策時代区分（政策展開時期）を設定し、その時代区分ごとに政策要因の動向を把握する。
- 4 政策時代区分ごとに政策要因と現実に展開された政策の関係を検討し、政策変遷のダイナミズムを模索する。
- 5 政策要因の絶対評価は困難なので、前期の政策時代区分における状況との比較により評価する。政策効果については十分なデータがないので省略する。

# 政策の柱立て

政策の柱	政策措置
資金供給	(政府系機関融資) 商工中金(36) 国民公庫(49) 中小公庫(53) (信用補完) 保険法(50) 保険公庫(53) 特別保証(98) (特別融資) 設備近代化資金(54)・貸与(66) 高度化資金(63) (投資) 投資育成会社(63) ベンチャー財団(96) 経営改善資金 (補助金) 技術改善費補助金(66) 地場産業振興 (中小企業税制)
組織化	協同組合(49) 商工組合(57) 組織化補助(55) 融合化・異業種交流(81) 新連携(05)
診断・指導 情報提供	診断(47) 指導法(63) 総合指導所(66) 地域情報センター(79) 支援法(00) 経営改善普及事業(60) 技術アドバイザー(60)
人材育成	都道府県研修(63) 中小企業大学校(80)
調整・規制	下請代金法(56) 商調法(59) 百貨店法(56)・大店法(73) 分野調整法(77) 安定事業(52) 合理化事業(62)
インセンティブ立法	近促法(63) 下請振興法(70) 小売振興法(73) 創造法(95) 経営革新法(99) 国際経済調整法(71,76) 転換法(76,86) 新分野法(93) 新事業活動促進法(05) 産地法(79) 特定地域法(79) 集積活性化法(92, 97)

# 政策時代区分

	1945～	1955～	1963～	1973～	1985～	1995～
島田案(1) 経済情勢	復興期	高度成長 前期	高度成長 後期	安定成長 期	転換期	新中小政 策形成期
清成案(2) 政策思想	戦後復興 自立期	二重構造 思想期	近代化高 度化期	構造変動、 調整期	知識集約化 期	新基本法 実施期
未来部会 案(3) 基本法	復興期～ 中企庁設 置	高度成長期～基本法 制定		安定成長期～基本 法改正、低成長へ の対応	バブル期以降～ 基本法抜本改正	
中田案(4) 政策体系	(復興期)	1955-70 政策基盤形成期	1971-84 調整政策展開期	1985-94 政策転換期	95- 新政策期	

(1)「戦後の中小企業政策年表」島田春樹(2003)

(2)「日本中小企業政策史」清成忠男(2009)により中田が推測整理したもの

(3)中小企業政策審議会“小さな企業”未来部会第1回法制検討WG資料(松島委員の指摘を基に中企庁が取りまとめたもの)

(4)「通商産業政策史12 中小企業政策」中田哲雄(2013)

# 政策環境

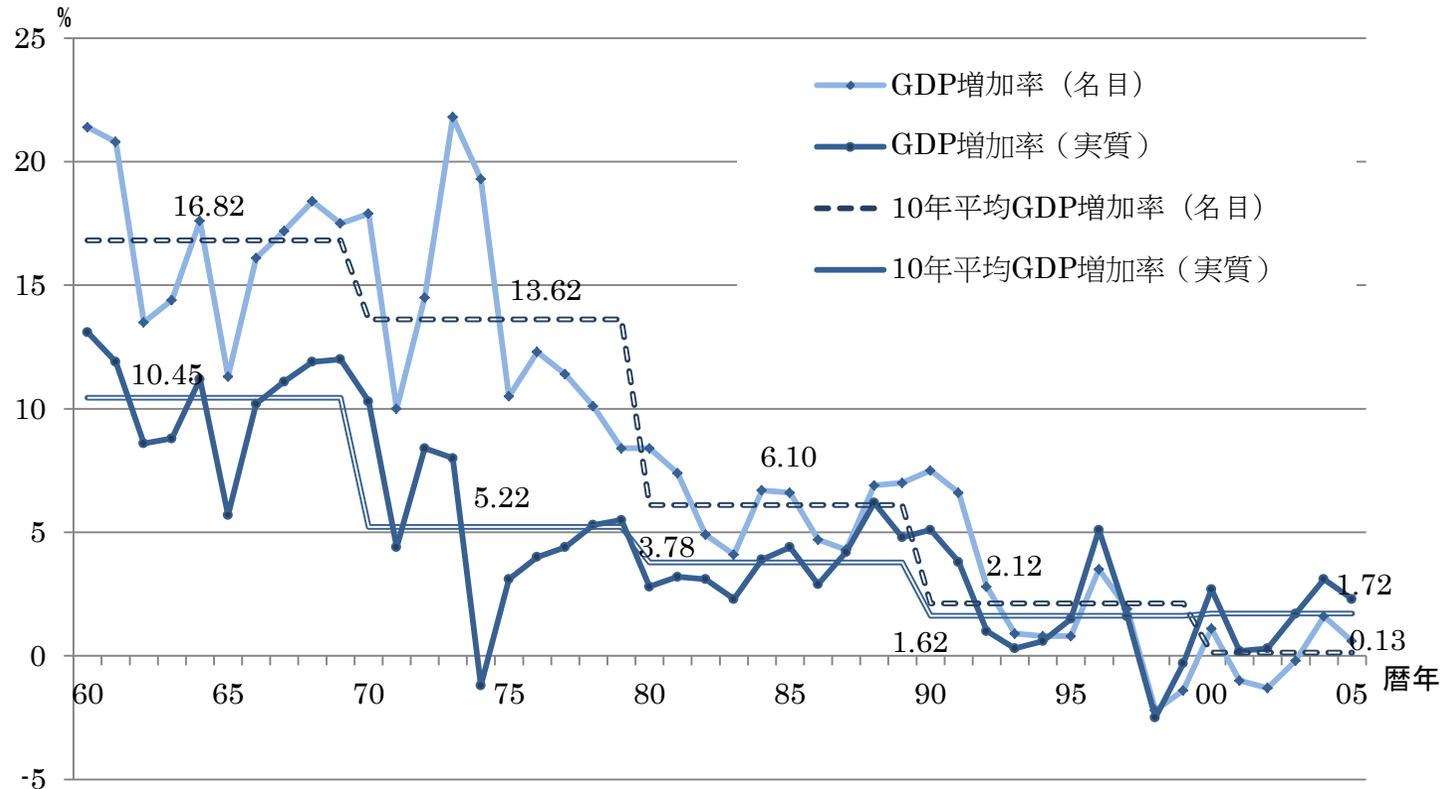
## 1 経済環境（政策要因のマクロ的な背景）

- ①経済成長率 ②為替レート ③景気動向 ④技術革新
- ⑤IT化 ⑥グローバル化の動向など

## 2 個別事象（政策要因にインパクトを与える事件）

- ①政策要因にインパクトを与える出来ごと。
- ②長期に継続し経済環境（マクロ的な背景）と同様となる場合がある。また個別事象が、政策要因の変化そのものである場合も少なくない。

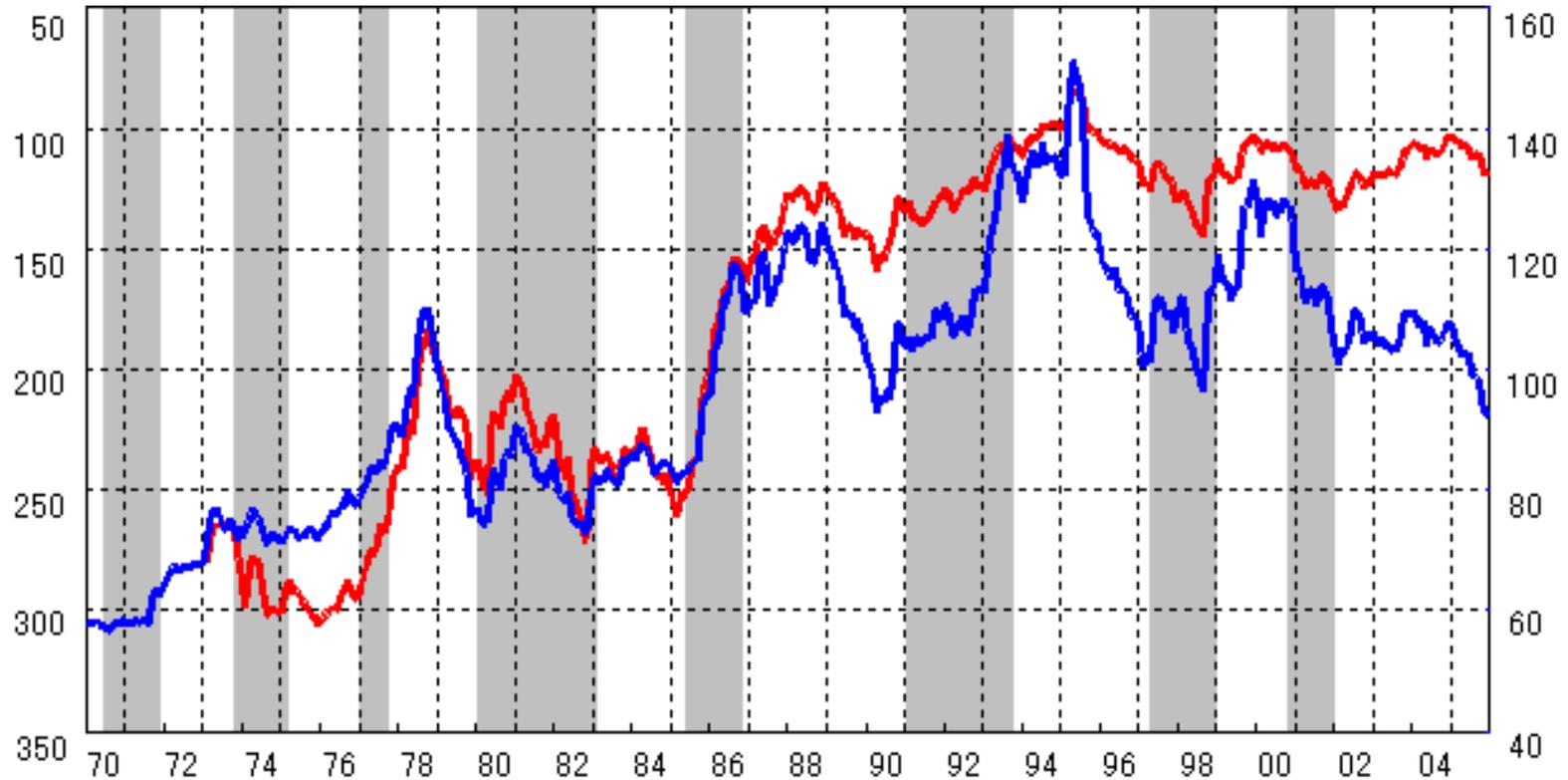
# 政策環境① 経済成長率の推移



- <注> 1.「国内総支出」による。ただし1960年～1979年は「国民総支出」。  
 2. 1960年～1998年の「GDP増加率(実質)」は平成2暦年基準、1999年～2005年の「GDP増加率(実質)」は平成12暦年基準の固定基準年方式。従って1998年と1999年の間に不連続点あり。  
 3. 「10年平均GDP増加率」は、各年増加率の単純平均値である。

<出所> 内閣府「国民経済計算」により作成。

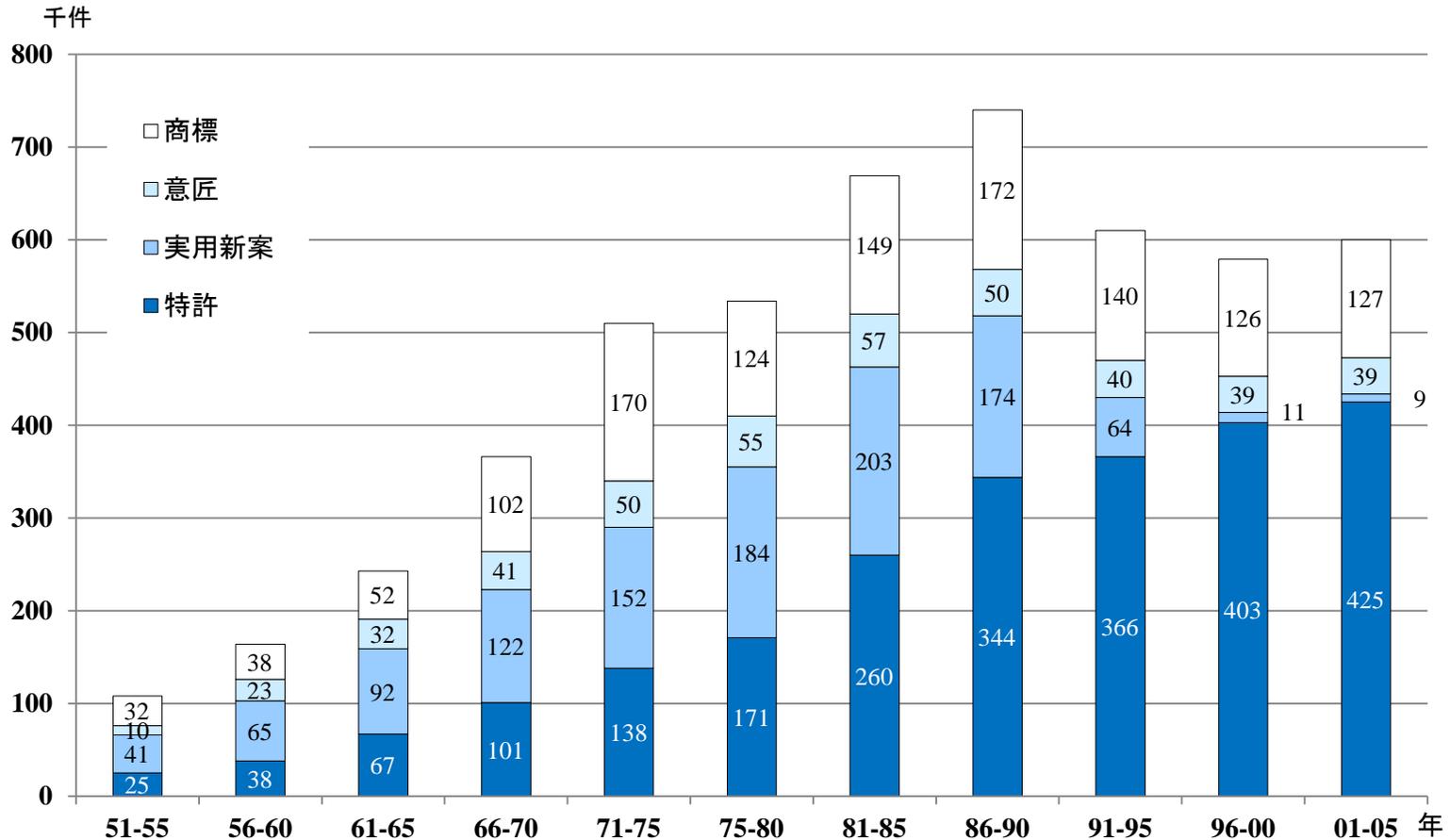
## 政策環境② 為替レートと不況



- <注> 1. シャドー部分は景気下降期。始期・終期は、内閣府「景気基準日付」による。  
2. 左軸は1米ドルにつき円(スポットレート)、右軸は2005年=100とした実効為替レート  
3. — 東京市場ドル・円 スポット 17時時点/月中平均 — 実効為替レート指数

<出所> 日本銀行時系列データベース、内閣府資料

# 政策環境③ 技術革新—産業財産権の出願件数

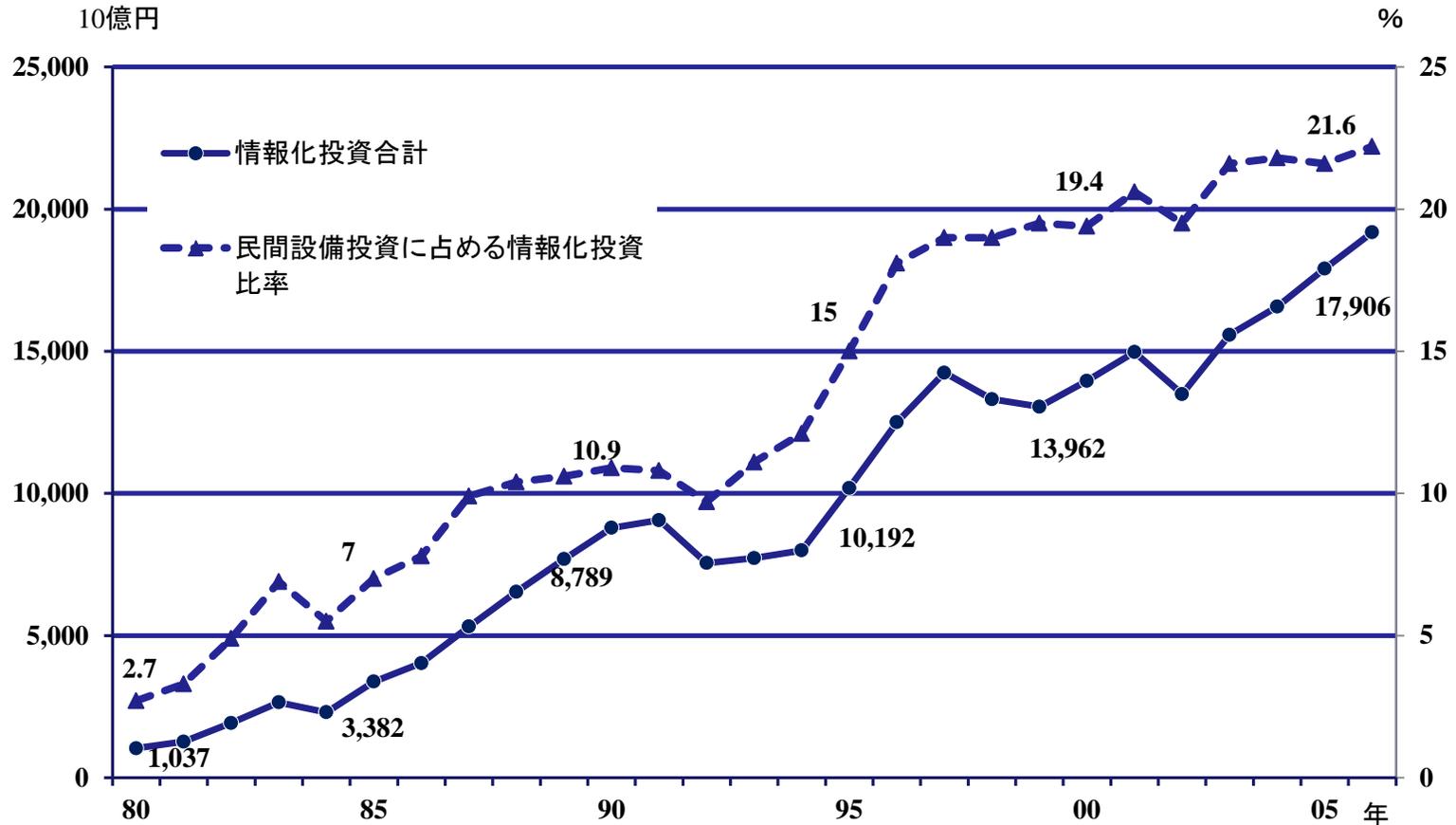


<注> 1. 件数は、各期間の年平均値である。

2. 実用新案は、新旧の合計。

<出所> 「通商産業政策史11 知的財産政策」中山信弘(2011) 特許庁資料による。

# 政策環境④ 情報化—日本の実質情報化投資額の推移

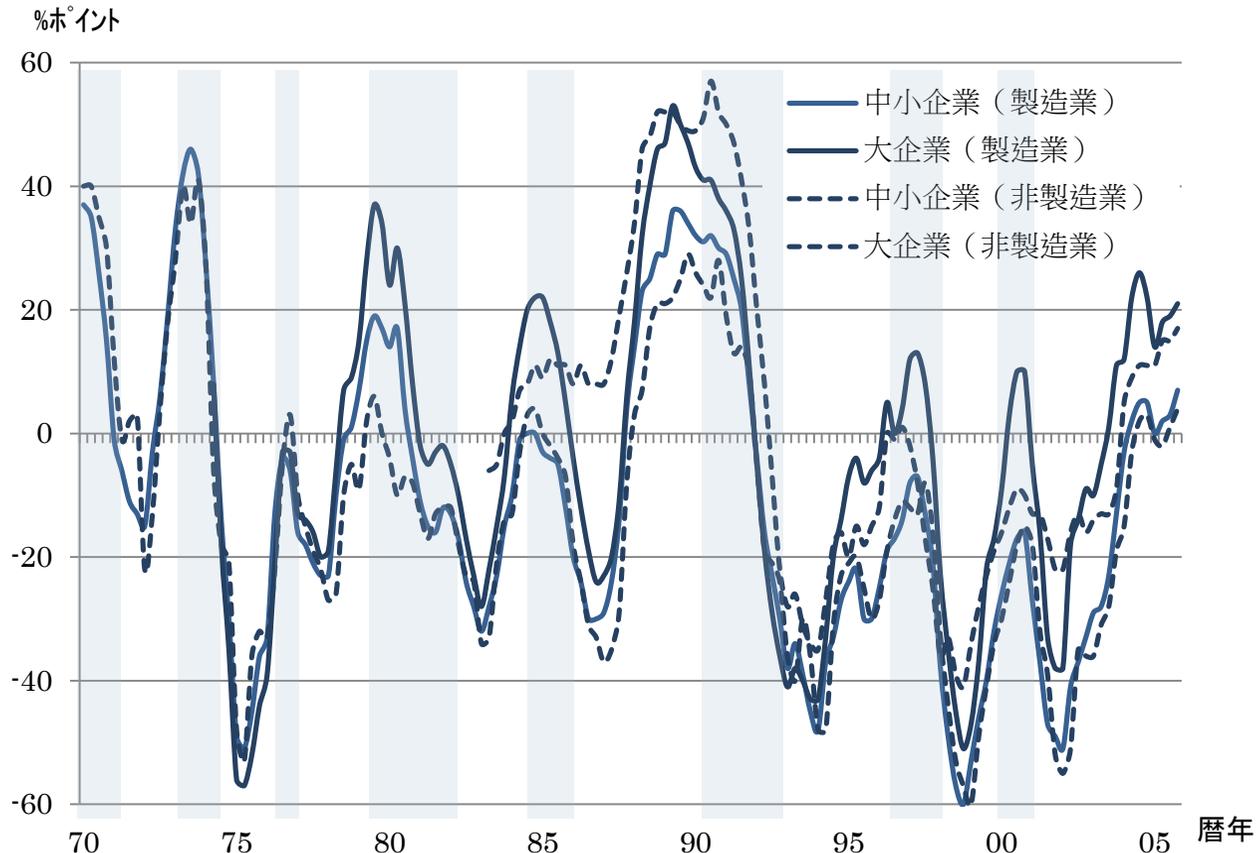


<注> 1.「情報化投資額合計」は、電気通信機器、電子計算機本体および同付属器官、ソフトウェアを含む。

2. 金額は2000年価格である。

<出所> 平成20年版「情報通信白書」総務省

## 政策対象⑤ 企業規模別DI指数の推移



- <注> 1. 「中小企業」は製造業・非製造業ともに常用雇用者数50人～299人、「大企業」は1000人以上。  
 2. 調査時点は、3月、6月、9月、12月である。  
 3. シャドウ部分は景気下降期を示す。この始期・終期は、内閣府「景気基準日付」による。

<出所> 日本銀行「主要時系列統計データ表」

## 政策環境⑥ 主な事象(1)

	政治・国際経済	国内経済	社会・文化
1945-54 (復興期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポツダム宣言受諾(45)</li> <li>○日本国憲法制定(46)</li> <li>○朝鮮戦争(50)</li> <li>○対日平和条約(51)、日米安保条約(51)</li> <li>○IMF・世銀加盟(52)、ガット加盟(53)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済民主化(45財閥解体、農地改革、労組育成)</li> <li>○基礎物資需給計画(46)</li> <li>○インフレ、トッジ・ラインにより終息(49)、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2.1セネスト(47)</li> <li>○教育基本法制定、新教育制度(6,3,3,4制)採用(47)</li> </ul>
1955-70 政策基盤形成期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易為替自由化計画大綱(60)</li> <li>○IMF8条国移行(64)、第1次～第4次資本自由化(67-71)</li> <li>○臨調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済自立5カ年計画(55)</li> <li>○所得倍増計画(60)</li> <li>○輸出拡大、住宅・公共投資拡大</li> <li>○高度成長＝神武、岩戸、いざなぎ景気、</li> <li>○国際競争力強化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三池争議(59)</li> <li>○安保闘争(60)</li> <li>○耐久消費財ブーム</li> <li>○新幹線、東京オリンピック(64)</li> <li>○成長の歪・公害、過密、地域格差</li> </ul>

## 政策環境⑥ 主な事象(2)

	政治・国際経済	国内経済	社会・文化
1971-84 調整政策 展開期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通貨危機(71)</li> <li>○変動相場制移行(73)</li> <li>○石油危機(73、79)</li> <li>○ベトナム戦争終結(75)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦後初のマイナス成長(74)</li> <li>○円高不況</li> <li>○総合経済対策</li> <li>○分野調整問題(77)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○狂乱物価、国民生活安定法(73)</li> <li>○省エネ、省資源</li> <li>○地方の時代(78第1回シンポジウム)、定住圏</li> <li>○情報革命</li> </ul>
1985-94 政策転換期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プラザ合意(85)</li> <li>○前川レポート(86)</li> <li>○内需振興</li> <li>○牛肉・オレンジ自由化(88)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易摩擦・輸出自主規制</li> <li>○円高(85)</li> <li>○超金融緩和、財政赤字、長期好況</li> <li>○バブルの発生と崩壊、大不況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地価高騰(86)</li> <li>○一極集中・地方の疲弊</li> <li>○消費税(88)</li> <li>○三つの過剰、不良債権の発生</li> </ul>

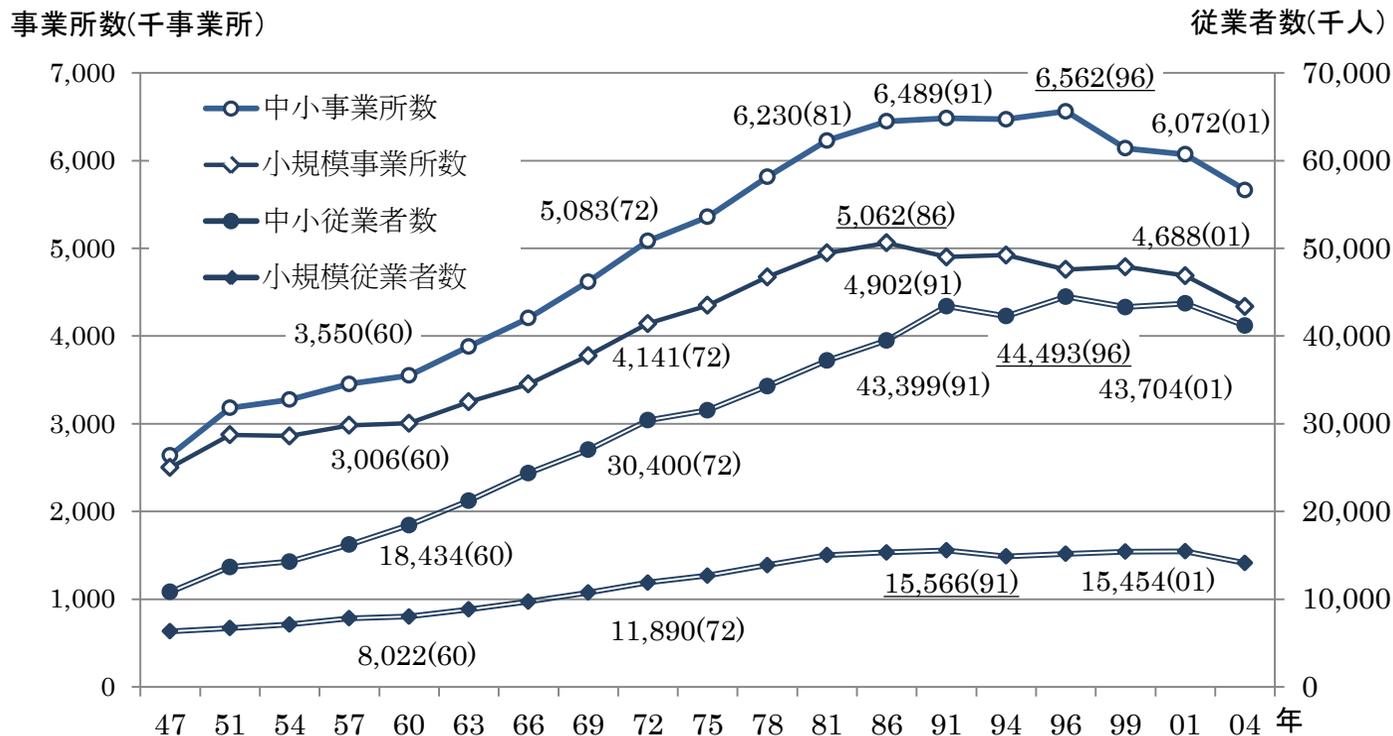
## 政策環境⑥ 主な事象(3)

	政治・国際経済	国内経済	社会・文化
95- 新政策期	○橋本行政改革(96) ○中央省庁再編(01) ○小泉構造改革－市場主義(03)	○震災復興(95) ○経済活性化対策 ○貸し渋り ○グローバル化	○阪神淡路大震災(95)、

## 政策環境の動向

項目	1945-54 (復興期)	1955-70 政策基盤 形成期	1971-84 調整政策 展開期	1985-94 政策転換 期	95- 新政策期
経済成長率	高+-	高+3	低-	高低+-	低-2
為替レート	円安+1	安定+2	円高-2	円高-2	変動+-
技術革新	小+-	大+-	大+-	大小 +1-2	小-1
情報化	?	?	小大+-	大小+-	大+1
景況(DI)	?	?	悪-2	良悪+-	悪-2
個別事象	+-	+-	-2	+1-2	+-
統合	+	+5	-7	-5	-4

# 政策対象① 中小企業の事業所数・従業者数の推移

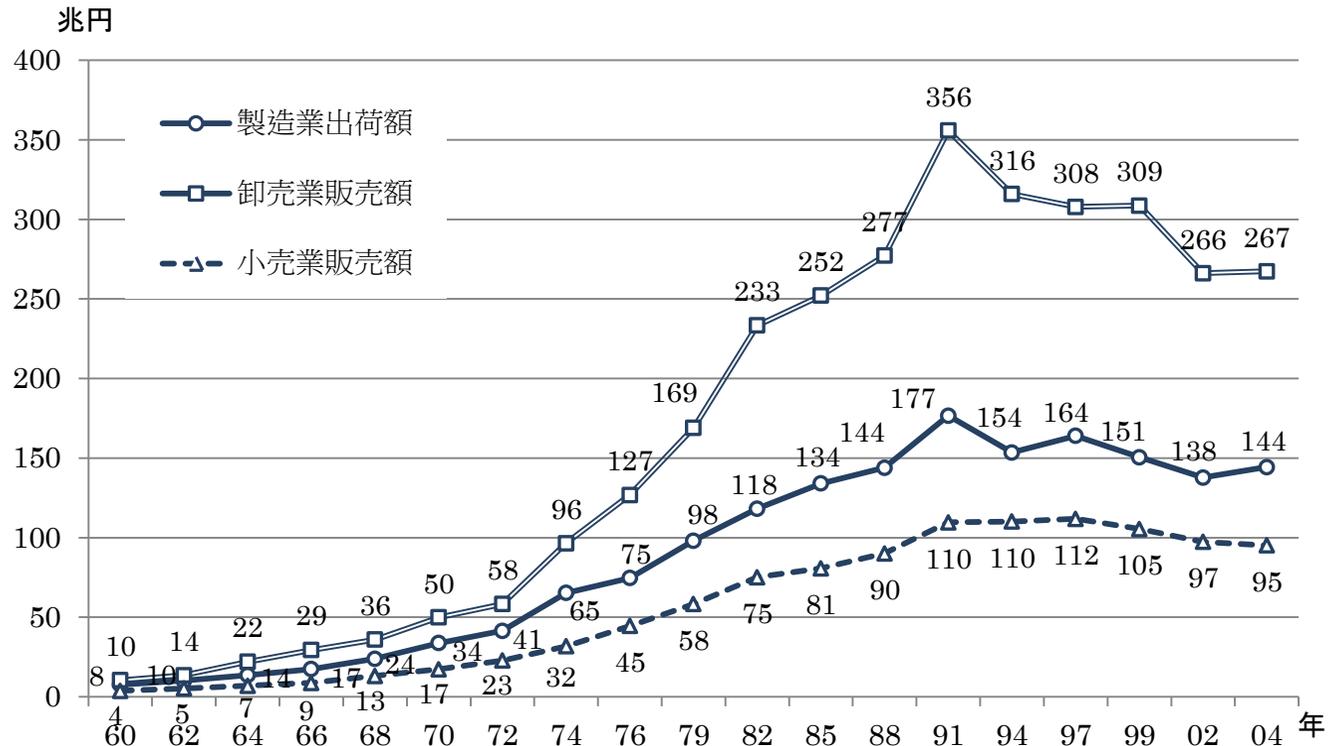


<注> 1. 非1次産業、民営、事業所ベース。ただし1947年～1954年については非民営を含む。1947年～1957年については、秘匿数字を含まない。

2. 事業所数は左軸(千事業所)、従業者数は右軸(千人)で示す。図中の数字は1960年以降概ね10年ごとの事業所数及び従業者数である。下線を付した数字はピークを示す。

<出所> 1960年までは「中小企業施策30年の歩み」、1963年以降は「中小企業白書」  
資料: 総理府「事業所統計」

## 政策対象② 中小企業の業種別出荷額、販売額の推移



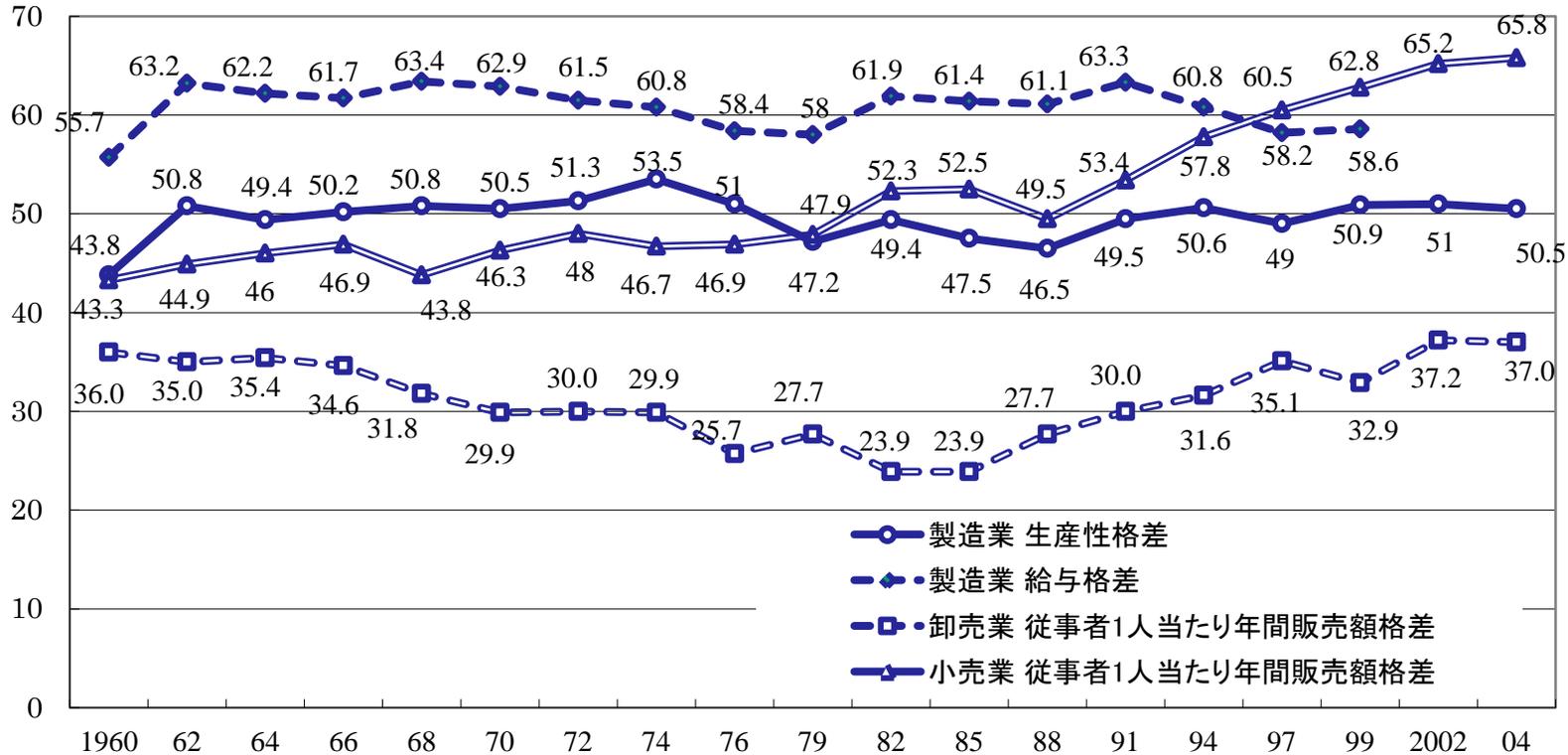
<注> 1. 事業所ベース

2. 「製造業」は、従業者規模1～299人(1981年以降は4～299人)、「卸売業」は従業者規模1～99人(1960年および1962年は1～49人)、「小売業」は従業者規模1～49人である。

<出所> 中小企業白書 資料: 製造業の出荷額は通商産業省「工業統計表」、卸売業・小売業の販売額は通商産業省「商業統計表」

# 政策対象③ 格差の推移

大企業=100

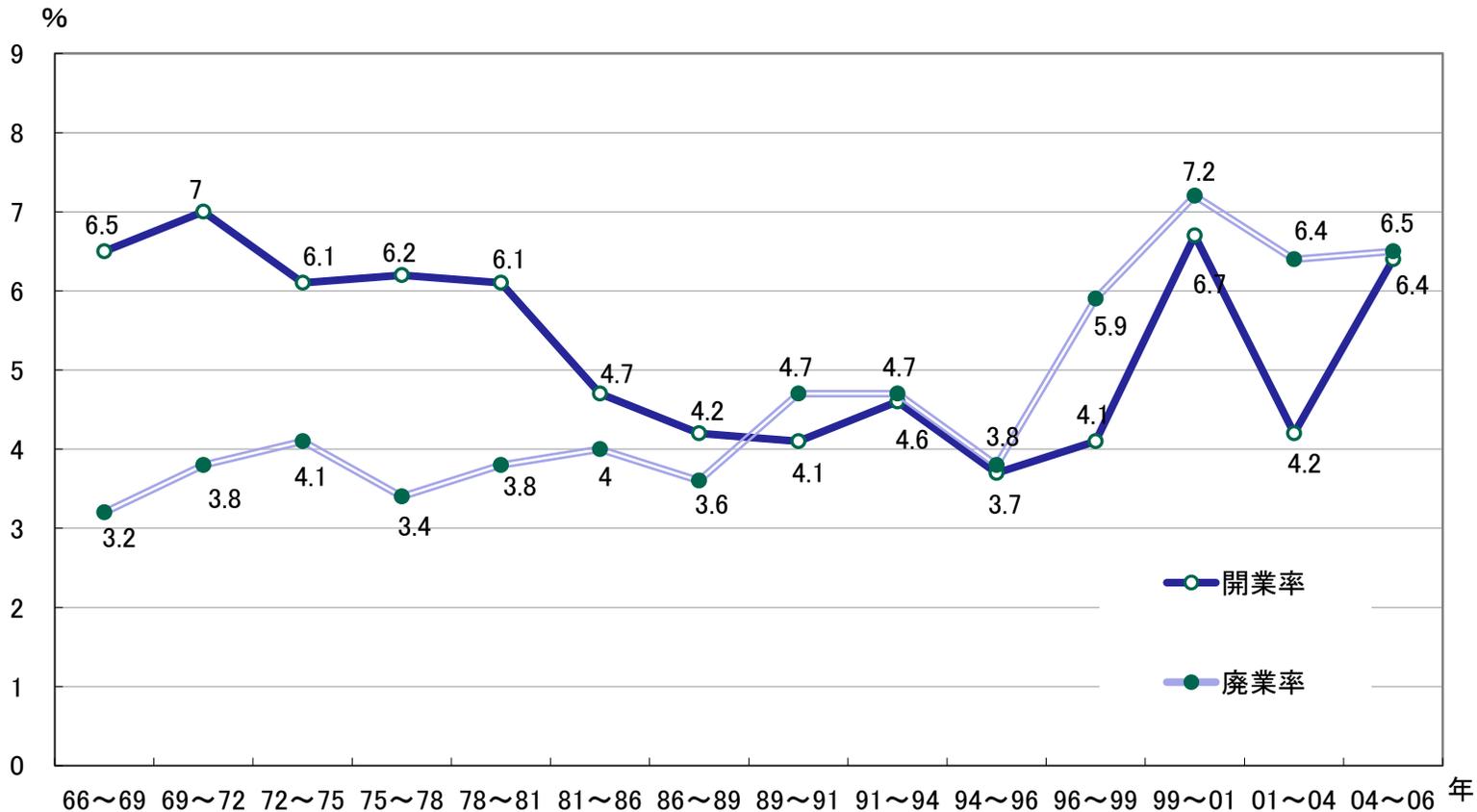


<注> 1. 事業所ベース

2. 「製造業」は、従業者規模1～299人(1960年、1962年および1981年以降は4～299)、「卸売業」は従業者規模1～99人(1960年および1962年は1～49人)、「小売業」は従業者規模1～49人。

<出所> 中小企業白書 資料: 通産省「工業統計表」、「商業統計表」

## 政策対象④ 開廃業率(非1次産業)の推移

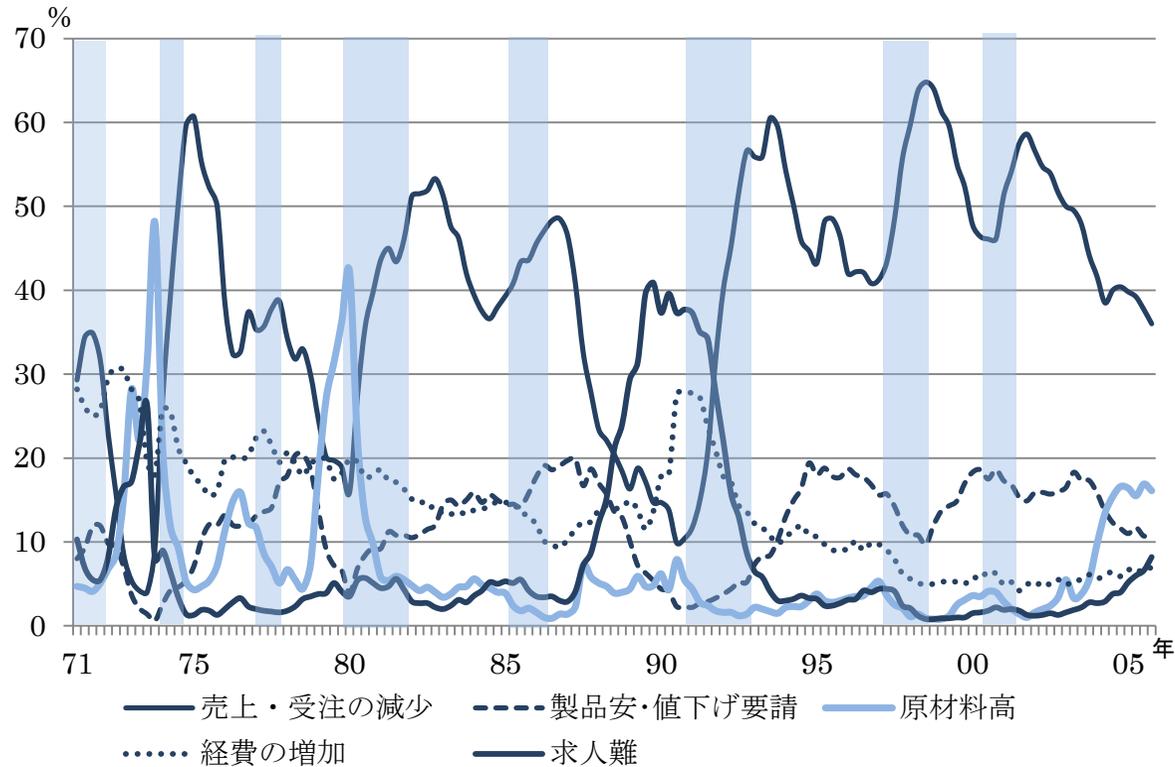


<注> 1. 開業率、廃業率は各期間において、「新規に開設された(廃業した)事業所を年平均にならした数」の「期首において既に存在していた事業所」に対する割合である。

2. 事業所を対象としており、支所や工場の開設・閉鎖、移転による開設・閉鎖を含む。

<出所> 2010年版中小企業白書 資料:総務省・「事業所・企業統計調査」

## 政策対象⑤ 経営課題の推移



<注> 図中のシャドウ部分は景気下降局面(内閣府「景気基準日付」による山から谷に至る期間)

<出所> 日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

## 政策対象の動向

項目	1945-54 (復興期)	1955-70 政策基盤 形成期	1971-84 調整政策 展開期	1985-94 政策転換 期	95- 新政策期
事業所数・ 従業者数	増+1	増+2	増+1	横這+-	減少-2
出荷販売額	?	+1	+2	+2-1	減少-2
格差	?	縮小+1	拡大-2	縮小+2	縮小+2 拡大-1
開廃業率	?	+1	開業率低 下 -2	逆転-2	廃業率上 昇 -2
経営課題	?	?	売上難 -2	求人難-1	売上難 -3
統合	1	+5	-3	0	-8

# 政策供給体制① 中小企業庁の組織・定員

	1948発足時	1963年改正	1974年改正	1999年当時	2001年改正
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官</li> <li>長官官房 1課</li> <li>振興局 3課</li> <li>指導局 3課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官・次長</li> <li>長官官房 2課1室</li> <li>計画部 5課</li> <li>指導部 4課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官・次長</li> <li>長官官房 2課1室</li> <li>計画部 5課</li> <li>指導部 4課</li> <li>小規模企業部 2課・参事官 指導官</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官・次長</li> <li>長官官房 1課7室1官</li> <li>計画部 4課1室3官</li> <li>指導部 4課2官</li> <li>小規模企業部 2課1室2官</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官・次長 官房審議官</li> <li>長官官房 1課2室2官</li> <li>事業環境部 4課企画官 3室3官</li> <li>経営支援部 小規模企業 参事官、4課</li> </ul>
定員		173人(70年度)	186人(74年度)	200人(99年度)	194人(01年度)

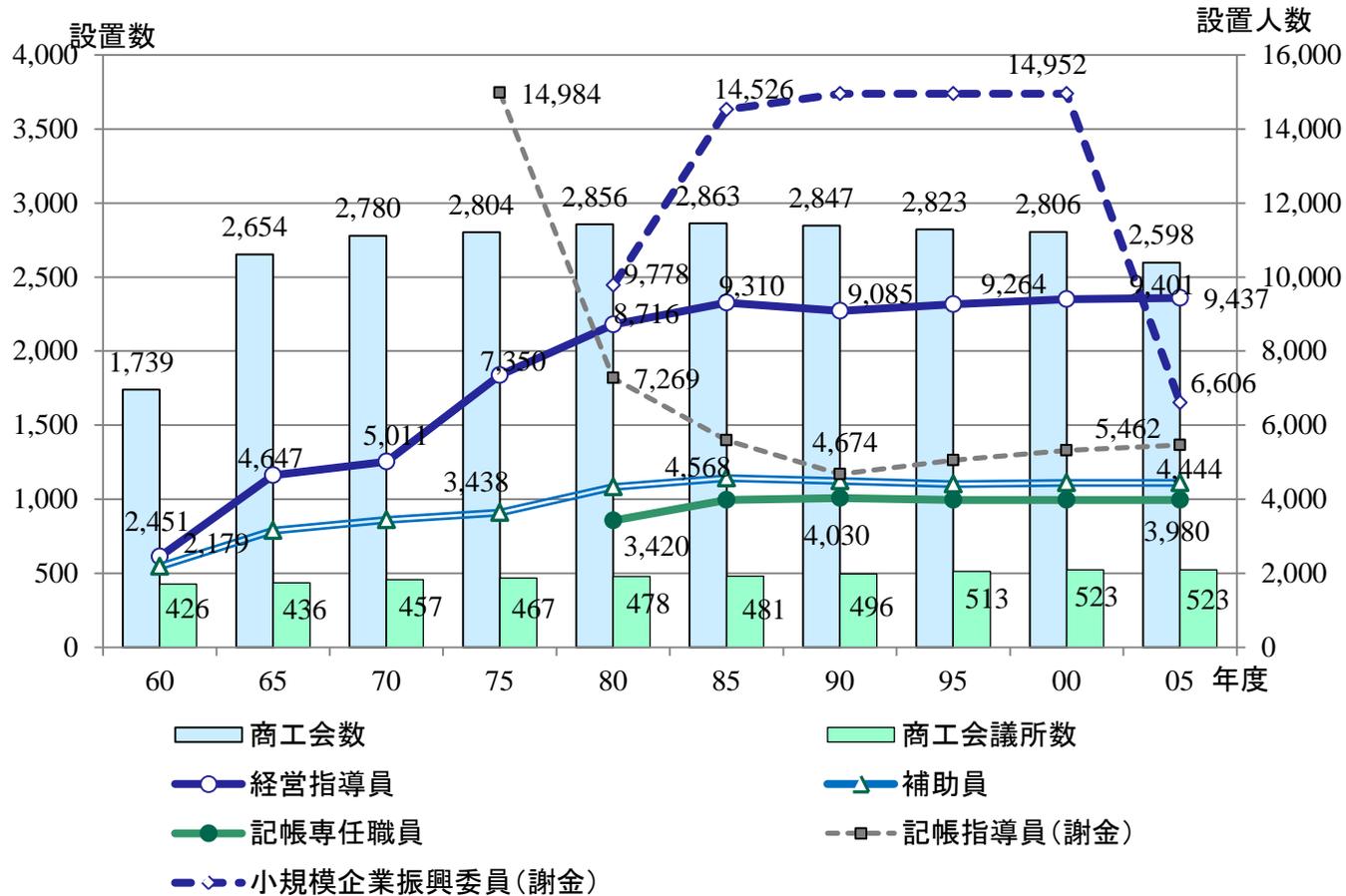
## 政策供給体制② 行革の動向

- 1 行政改革は歴代内閣の重要課題であり、第1次臨調(62)、第2次臨調(81)、行政改革審議会(83)等の場で改革案が検討され、実施されてきた。
- 2 中央省庁の再編については、橋本内閣(96年1月～)による行政改革会議が発足してから本格化し、97年12月の最終報告により1府12省庁への統合、局数の削減(128⇒90)、課室の15%縮減等が決まった。⇒「中央省庁等改革基本法」(1998年)、「改革整備法」(1999年)
- 3 中小企業政策については基本法に「中小企業保護的行政・団体支援的行政の縮小、地域の役割の強化、新規産業創出環境の整備への重点化」が規定された。

## 政策供給体制③ 特殊法人改革

- 1 特殊法人は「公共性と企業性の調和」の理念の下に、民業補完・行政代行の機能を期待され、1950年代・60年代に多数設立。1960年代からスクラップ & ビルド原則で抑制。
- 2 1983年第2臨調最終答申⇒徹底した見直し、経営形態の変更、事業の廃止・縮減。1993年10月第3次行革審最終答申。1997年6月橋本内閣「変革と創造一六つの改革」、
- 3 2000年12月森内閣において「行政改革大綱」決定。2001年6月「特殊法人等改革基本法」制定、小泉内閣の構造改革路線により一気に統廃合・民営化が進展。

# 政策供給体制④ 商工会、商工会議所



<注>.設置人数は、予算定員。

<出所>各年度版「中小企業施策のあらまし」、「中小企業総覧」

## 政策供給体制の動向

項目	1945-54 (復興期)	1955-70 政策基盤 形成期	1971-84 調整政策 展開期	1985-94 政策転換 期	95- 新政策期
中企庁	小+1	小+1	拡充+2	横這+1	縮減-1
特殊法人	小+1	拡充+2	+1	-1	-2
商工会・商 工会議所	?	整備+1	拡充+2	横這+-	縮減-1
統合	2	4	5	0	-4

# 政策思想①

時代区分	経済一般	中小企業政策
1945-54 (復興期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国家経済の再建、経済民主化(財閥解体、経済力集中排除、独禁)</li> <li>○傾斜生産方式による重化学工業化(46)</li> <li>○国際社会への復帰と輸出振興(51~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業は自由経済の担い手</li> <li>●中小企業振興対策要綱(47年2月) 「輸出品、生活必需品などに重点」 =中小企業版傾斜生産方式</li> <li>○過当競争の防止(54安定法)</li> </ul>
1955-70 政策基盤 形成期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済の自立と完全雇用の実現(55第3次鳩山内閣)</li> <li>●国民所得倍増(60第2次池田内閣年平均9%の成長実現)</li> <li>●開放経済体制への移行と対応措置の強化(60貿易為替自由化計画大綱)⇒68年12月完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二重構造論(57有澤、経済白書)</li> <li>○中小企業の輸出振興(61)</li> <li>●中小企業基本法(63年7月) 中小企業の重要性、格差による制約、貿易自由化等による存立基盤の動揺への対応⇒①中小企業構造の高度化、②不利の補正、③小規模への配慮</li> </ul>

## 政策思想②

時代区分	経済一般	中小企業政策
1955-70 政策基盤 形成期(続)		<p>●「第1回中小白書」(63年2月) 日本経済の健全な発展のための格差是正。対策は①「物的生産性向上」(設備近代化、資本装備率向上、技術向上、経営管理の近代化等)と②「価値実現力の向上」(自主調整による過当競争の防止、独創性・専門性の開拓、協業化等)</p>
1971-84 調整政策 展開期	<p>●「70年代の通産政策ビジョン」(71年5月産構審中間答申) 国民的課題＝人間性豊かな生活の確保、国際社会の平和と発展への積極的関与、国民の創造性の活力の維持高揚⇒①知識集約型産業構造の実現、②企業規模等の適切化、システム化</p>	<p>●「70年代中小企業ビジョン」(72年8月中政審意見具申) 変化の時代＝国際化、人間尊重社会、環境問題、知識集約型産業構造⇒①ソフトな対策の重視、②多様性の重視、③中小企業政策の指針的・誘導的役割の重視</p>

## 政策思想③

時代区分	経済一般	中小企業政策
	<p>●「80年代通産政策ビジョン」(80年3月産構審答申)</p> <p>新しい国民的目標＝「経済大国」の国際貢献、「資源小国」の制約の克服、「活力」と「ゆとり」の両立⇒技術立国への道、創造的に知識を活用する「活識の時代」</p>	<p>●「80年代中小企業ビジョン」(80年5月中政審意見具申)</p> <p>80年代は不透明性・不安定性の時代、安定成長の定着、社会的公正、生活の質の向上の時代⇒量から質へ、創造性・機動性、地域・異業種、公正・安定・安全の重視⇒「自立して発展していける活力ある多数としての中小企業」の育成、多様性の認識、ソフトな経営資源の充実と地域重視の施策、国際化への対応、市場・製品の転換等</p>
1985-94 政策転換期	<p>●「21世紀産業社会の基本構想」(86年5月産構審報告)</p> <p>21世紀に向けて新たな経済社会の変容＝国際経済社会の相互依存の</p>	<p>●「90年代中小企業ビジョン」(90年5月中政審企画小委中間報告)</p> <p>「90年代の中小企業に期待される役割」＝創造の母体としての中小企業、</p>

## 政策思想④

時代区分	経済一般	中小企業政策
<p>1985-94 政策転換期</p>	<p>高まり(米国基軸から主要国協議へ)、技術革新と情報革命(第3次産業革命)、精神的文化的豊かさ重視の生活文化へ⇒①産業構造の国際協調化、②産業構造の創造的知識融合化⇒内需中心の高めの成長</p> <p>●「90年代の産業政策－供給重視・経済効率重視を超えて－」(90年8月産構審産業政策小委中間報告) 経済発展と国民生活の間の不均衡の是正を目指す。⇒個人の能力を可能性一杯まで開発し自由に発揮できる社会を実現するため「座標軸の転換」を図る＝企業の役割は「啓発された自己利益」にとどまる。</p>	<p>(競争の担い手、国民生活への寄与、創造的挑戦の場、個性ある地域づくり、草の根レベルでの国際貢献) 「90年代における中小企業の対応」＝潜在需要の顕在化、デジタルデバイドへの対応等。 「中小企業政策の方向」＝自助努力への支援、新しい組織化政策、</p>

## 政策思想⑤

時代区分	経済一般	中小企業政策
1985-94 政策転換期	<p>●21世紀産業政策報告(94年6月産 構審基本問題小委報告) バブル崩壊後の閉塞感を打破する ため21世紀の産業構造に対応する 政策のあり方を示す⇒マクロ構造調整、 ミクロ構造調整、産業構造改革を一体的 に推進。新規成長分野12を示す。 産業空洞化を構造調整の過程として 捉え、構造調整・構造改革・規制 緩和の流れを作るのに貢献した。</p>	
1995- 新政策期		<p>●「21世紀に向けた新たな中小企業 政策のあり方」(99年9月中政審答 申) 中小企業基本法の改正を目指す。</p>

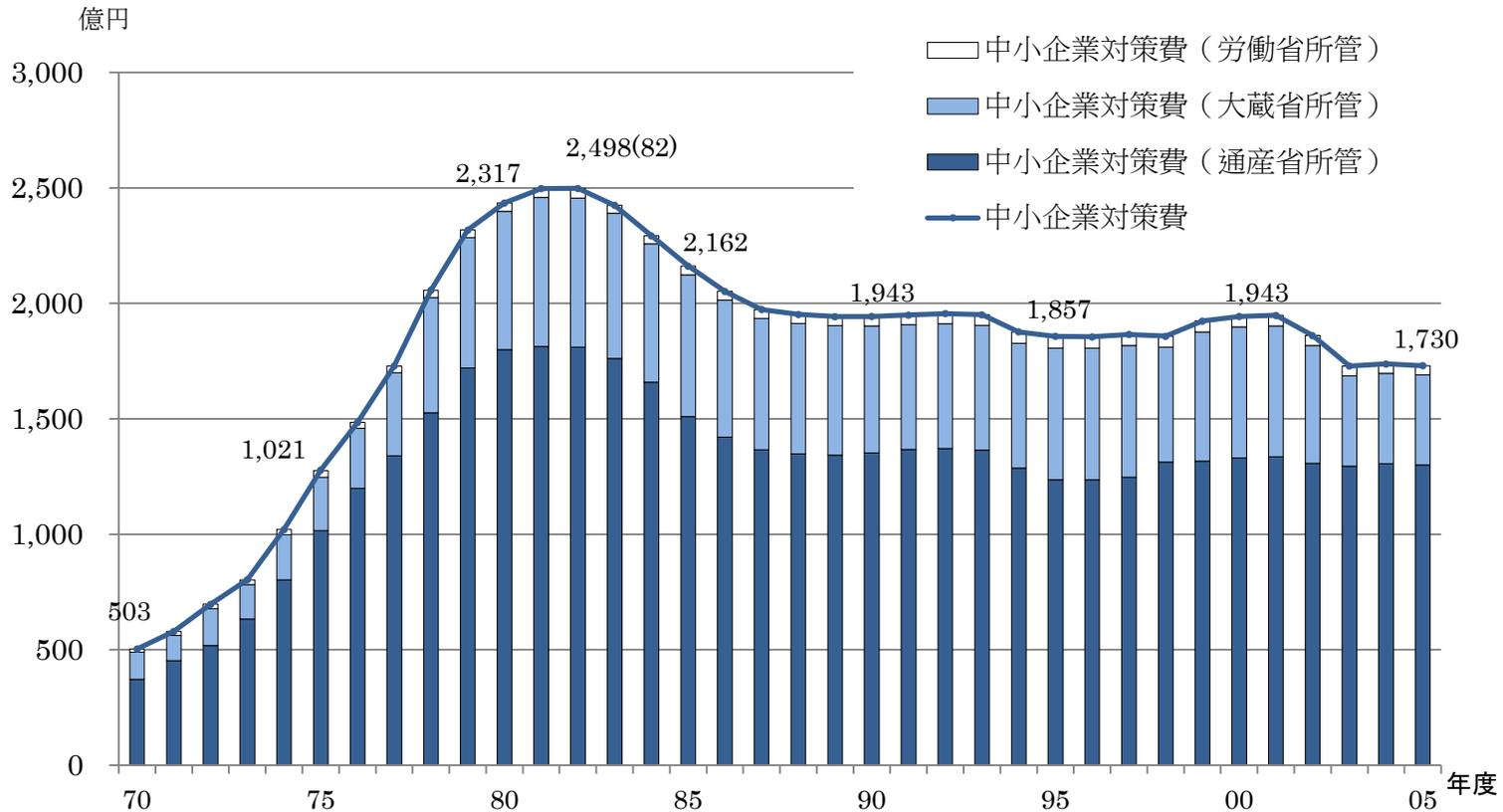
## 政策思想⑥

時代区分	経済一般	中小企業政策
1995- 新政策期		<p>高度成長期以降の諸制度は制度疲労を起し経済の活力が減退。 中小企業に期待される役割＝「我が国経済のダイナミズムの源泉」 「21世紀の中小企業像」＝①市場競争の苗床、②イノベーションの担い手、③魅力ある就業機会創出の担い手、地域経済社会発展の担い手 と位置付ける。</p> <p>「中小企業政策の理念」は「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」を図ること。</p> <p>そのための施策は、①市場において中小企業が活躍する競争条件の整備、②経営革新や創業の促進、③セーフティネットの整備</p>

## 政策思想の動向

項目	1945-54 (復興期)	1955-70 政策基盤 形成期	1971-84 調整政策 展開期	1985-94 政策転換期	95- 新政策期
政策拡充指 向	+2	格差是正 国際競争 力強化 +3	リスク対応 +2	ソフト重視 +1	創業新分野 進出支援 +
政策縮小指 向				行財政改革 -1	市場原理 重視 -3
統合	2	3	2	0	-2

# 政策資源① 所管別中小企業対策費の推移

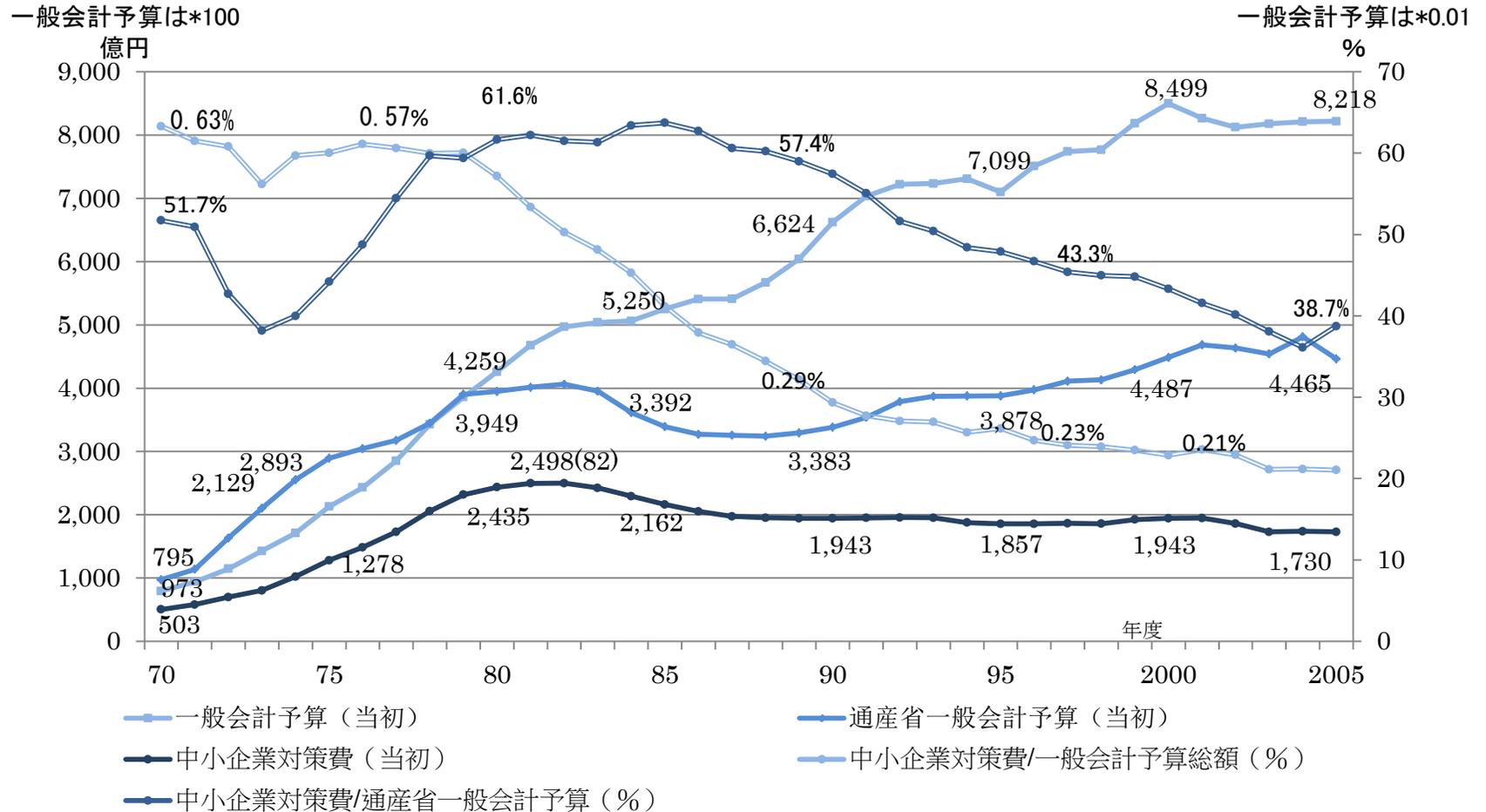


<注> 1. 当初予算額である。

2. 図中の数字は1970年度以降5年ごとの中小企業対策費の額およびピークとなった1982年度の中小企業対策費の額である。

<出所> 大蔵省 各年度「国の予算」により作成。

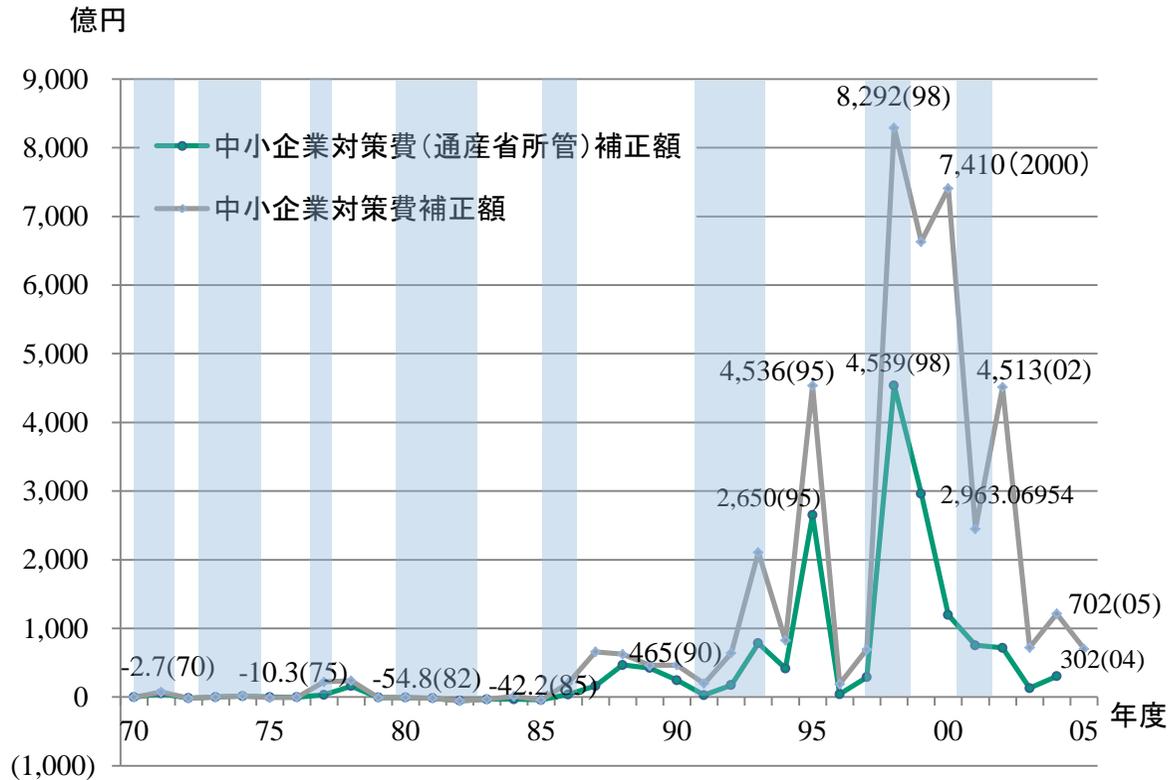
## 政策資源② 通産所管予算のウェイト等の推移



<注> 当初予算額である。

<出所> 財務省財政統計「昭和24年度以降主(重)要経費別分類による一般会計歳出当初予算及び補正予算」により作成

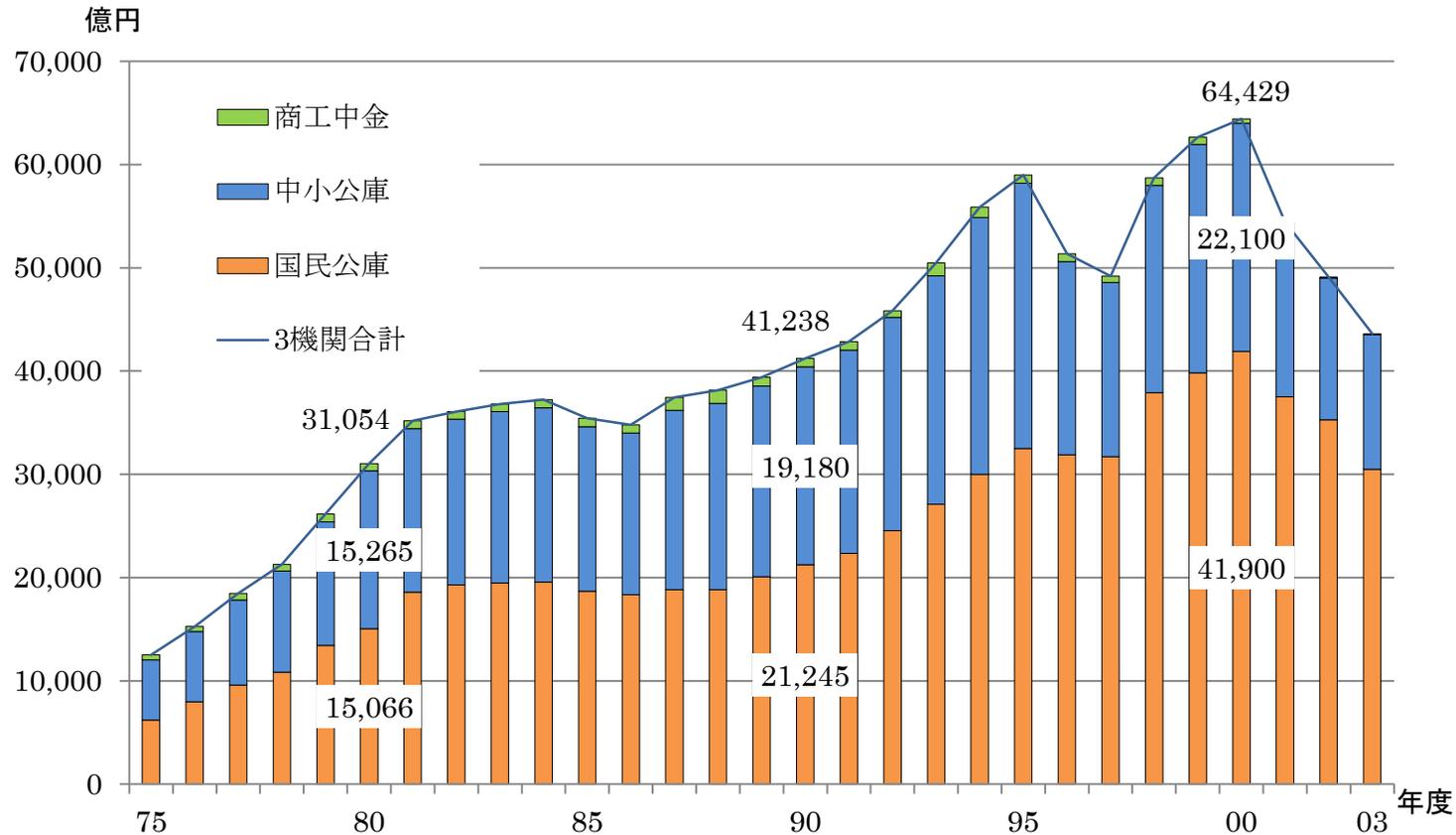
## 政策資源③ 中小企業対策費補正額の推移



- <注> 1. 各年度に行われた補正予算の合計額である。  
 2. 図中の数字は()で示した年度の補正予算額である。  
 3. シャドウ部分は景気後退局面である。

<出所> 各年度「国の予算」

# 政策資源④ 政府系3機関に対する財政投融资額の推移

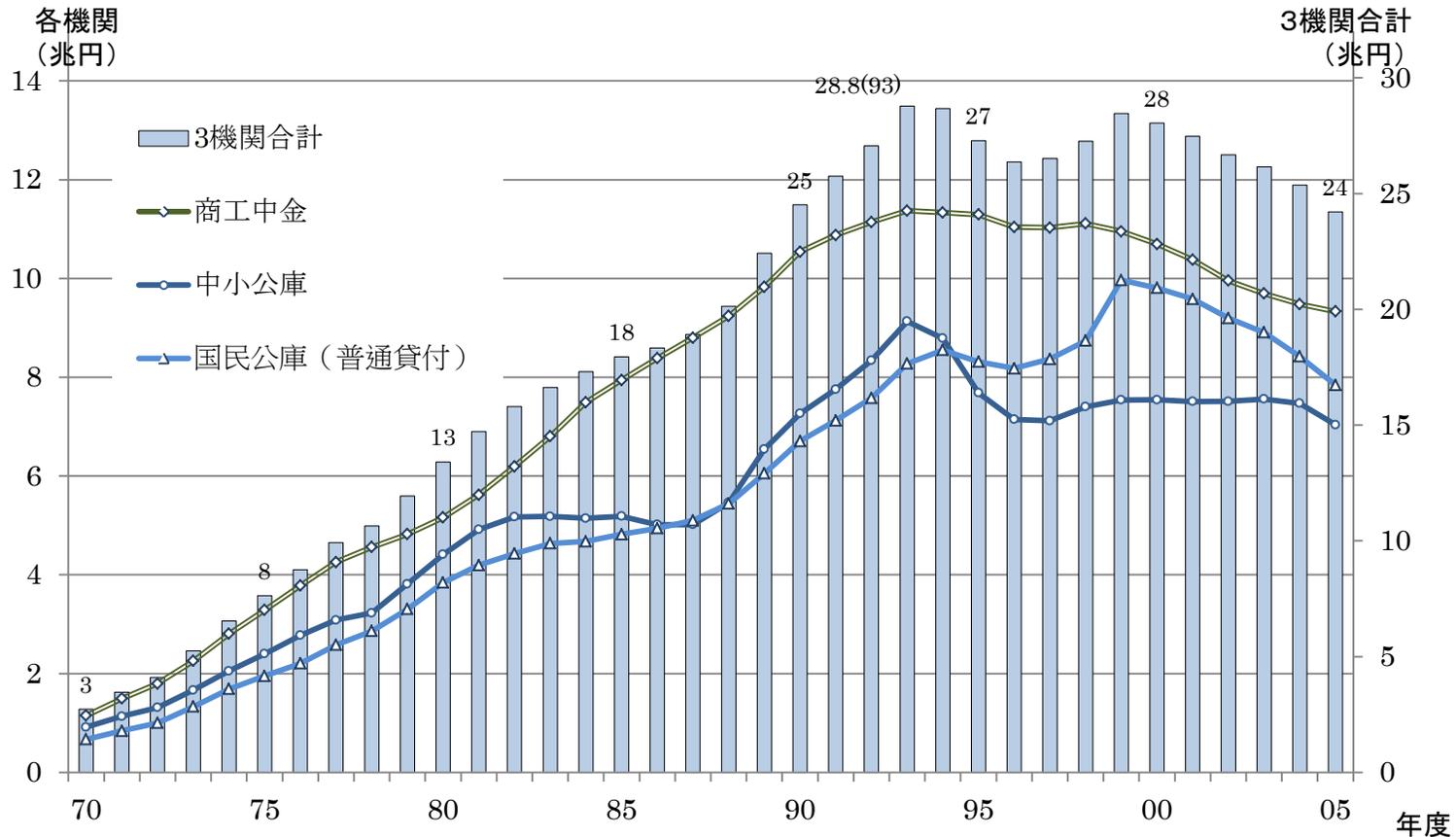


<注> 1. 当初計画額による。

2. 商工中金は純増ベースである。

<出所> 1975年度～1998年度は「国民金融公庫50年史」、1999年度～2003年度は「中小企業金融公庫50年史」のデータによって作成。資料：大蔵省「財政金融統計月報」等

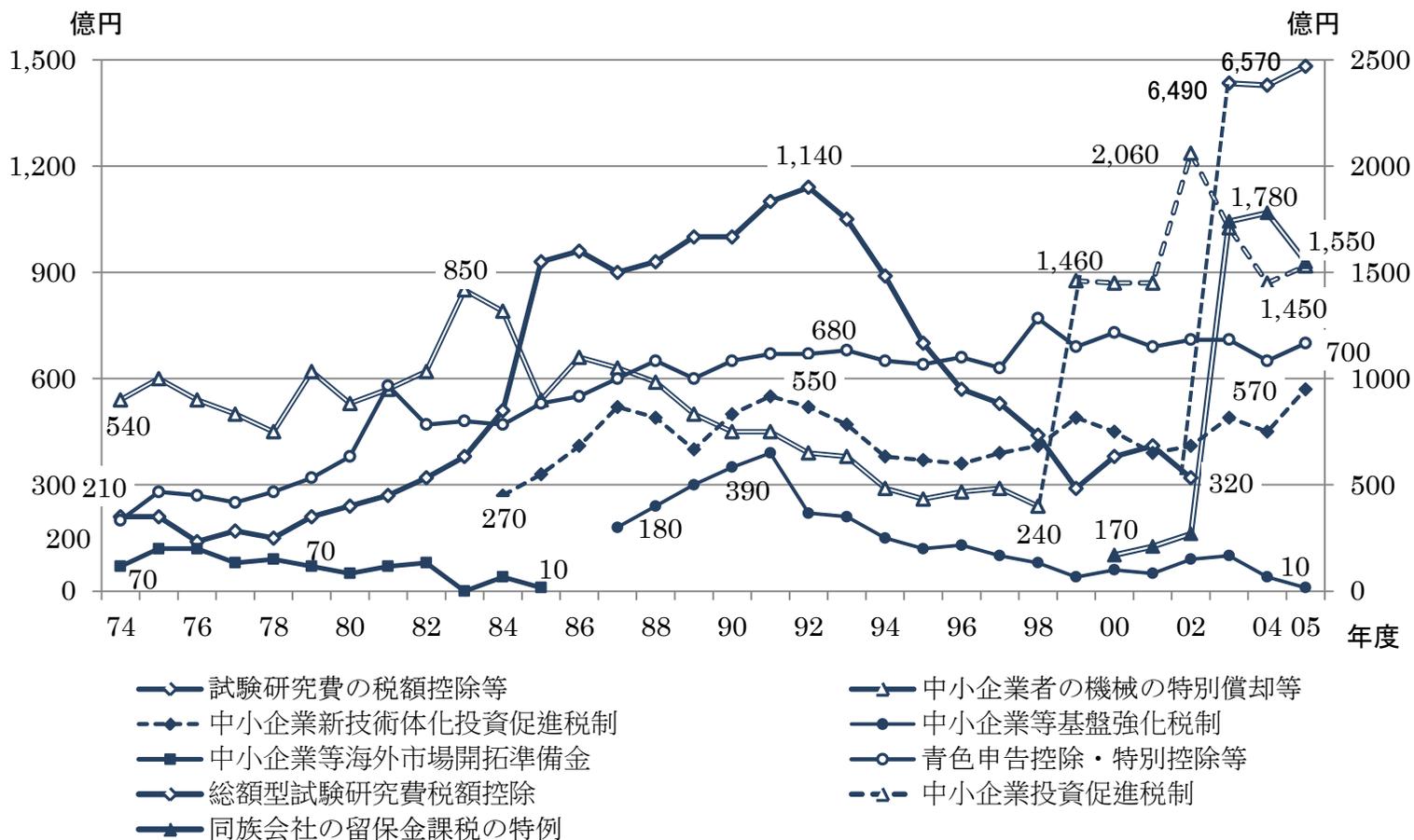
# 政策資源⑤ 政府系3機関の貸出残高の推移



- <注> 1. 当年度末貸出残高 = 前年度末貸出残高 + 当年度貸出実行額 - 当年度回収額  
 2. 国民公庫は普通貸付  
 3. 各機関の貸出残高(折線グラフ)は左軸、3機関貸出残高合計額(棒グラフ)は右軸  
 4. 図中の数字は1970年度以降5年ごとの3機関貸出残高合計額の合計額である。

<出所> 国民公庫:「国民公庫50年史」、「中小公庫50年史」、「商工中金史」により作成。

# 政策資源⑥ 減税額の推移



<注> 1. 減税額は、各年度における見込み額であり、実際に減税された実績額とは異なる。  
 2. 制度の改正があった場合も、税制名が同一である場合には同一税制として扱っている。  
 <出所> 国税庁「改正税法のすべて」各年版(1974年度～1978年度)、経済産業省「産業税制ハンドブック」各年度版(1979年度以降)により作成。

## 政策資源⑦ 歳出削減

- 1 政府は1965年に均衡財政主義を放棄したが、1970年代後半以降歳入欠陥問題が顕在化。1985年から始まる特例公債(赤字国債)の償還に合わせ赤字国債からの脱却が至上命題となった。
- 2 歳出削減のため、予算要求の「シーリング」は年々低くなり、1982年度要求は「ゼロシーリング」へ、83年度からはマイナスシーリング(概算要求基準)となった。また「歳出予算の一部留保」や「補助金の一律削減」、「統合補助金化」、「一般財源化」等が進められた。
- 3 中小企業対策費についても一般財源化等により小規模企業対策費等が大幅に削減された。

## 政策資源⑧ 租特の整理合理化

- 1 租税特別措置(租特)の整理合理化は1976年度の政府税調答申が出発点。
- 2 1980年度以降ゼロベースの個別洗い直し⇒98項目中廃止32、縮減合理化51(整理合理化割合84.7%)
- 3 臨時行政調査会「行政改革に関する第1次答申」(1981年7月)は更なる縮減を求め、整理合理化の目的が「公平性の確保」から「歳入確保」へ切り替わった。
- 4 中小企業税制も中小企業技術開発用機械の特別償却(1988年度廃止)、中小企業等海外市場開拓準備金(1999年度廃止)など整理が進められた。

## 政策資源⑨ 財投改革

- 1 財投改革は、1990年代に郵貯民営化(入口)、特殊法人改革(出口)とともに論じられた。
- 2 1997年11月に「資金運用審議会懇談会」は「財政投融資の抜本改革について」を取りまとめ、「郵貯等全額預託義務による公的資金の運用」から「市場原理による必要資金の調達による投融資」への切り替えを示した。
- 3 中小企業金融については、貸し渋り対策等の必要性を認めつつ、①財投機関債、②財投債を中心に資金調達することとされた。これにより政府系中小金融機関の貸付規模は大きな影響を受けた。

## 政策資源の動向

項目	1945-54 (復興期)	1955-70 政策基盤 形成期	1971-84 調整政策 展開期	1985-94 政策転換 期	95- 新政策期
予算	?	?	拡充 +4	減額・横這 -3	歳出削減 -6
補正予算	?	?	減額補正 -1	拡充補正 +1	大型補正 +2
財投	?	?	増加 0	増加 +2	財投改革 -2
政府系3機 関貸出残高	?	?	増加 +1	増加 +1	減少 -2
減税額	?	?	+1	+1	租特整理 -1
統合	?	?	5	2	-9

## 政策要因の動向(総括表)

項目	1945-54 (復興期)	1955-70 政策基盤 形成期	1971-84 調整政策 展開期	1985-94 政策転換 期	95- 新政策期
政策対象	1	5	-3	0	-8
政策供給 体制	2	4	5	0	-4
政策思想	2	3	2	0	-2
政策資源	?	?	5	2	-9
統合	5	12	9	2	-23

# 政策要因と政策動向の関係①

政策期間	政策要因	政策動向
<p>1945-54 (復興期)</p>	<p>①政策対象:戦後の荒廃の中で中小事業所数などは少なかったが、事業機会は多く、活気に満ちていた。資金、設備機械、店舗等の経営資源は不足しており、これの確保が重要であった。</p> <p>②政策供給体制:早い時期に中小企業庁が設置されたが不十分</p> <p>③政策思想:輸出と生活物資の確保、経済民主化</p> <p>④政策資源:不十分</p>	<p>①中小企業振興対策要綱(47年2月)に基づく輸出品、生活必需品中心の事業振興</p> <p>②中小企業庁の設置を機に金融、組織化、診断指導を3本柱とする中小企業政策を展開</p> <p>③政府系中小企業金融3機関(国民公庫49、中小公庫53)と信用補完制度(保険法50、保険公庫53)の整備が進んだ。</p> <p>④協同組合法(49)、商工中金の業務拡充により組織化が進んだ。</p> <p>⑤診断指導が積極的に実施された。</p>
<p>●政策需要は大きく、政策供給体制(中企庁)の早期の整備が復興とその後の経済成長の鍵となった。</p>		

## 政策要因と政策動向の関係②

政策期間	政策要因	政策動向
1955-70 政策基盤 形成期	<p>①政策対象: 中小企業の事業所数や売上等は順調に増加していった。成長率は高く事業機会は多かったが経営上の課題も多く、多産多死状態にあった。</p> <p>②政策供給体制: 中小企業事業団や、商工会、商工会議所等を含め、整備されていった。</p> <p>③政策思想: 格差是正、国際競争力の向上の2点为中心であり、明快であった。</p> <p>④政策資源: 税収もあり比較的充実していた。</p>	<p>①中小企業基本法(63)以下中小企業政策の体系が整備された。</p> <p>②近促法(63)を軸とする業種別近代化策は商品別・業種別の貿易自由化・資本自由化に良く対応した。</p> <p>③高度化資金(63)による工場団地や共同施設の整備は、公害・過密対策としても有効であり、目に見える成果として自治体からも歓迎された。</p> <p>④下請代金法(56)、官公需(66)、小規模共済(65)等「不利の補正」型施策も展開された。</p>
	<p>●二重構造論を背景に政策需要は大きかったが、政策資源にもゆとりがあったため、基本法以下の政策体系の整備が進んだ。</p>	

## 政策要因と政策動向の関係③

政策期間	政策要因	政策動向
1971-84 調整政策 展開期	<p>①政策対象:出荷額等は依然として伸びていったが、規模別の格差は再び拡大する傾向となった。また開業率も低下しはじめ、活力の低下が懸念された。</p> <p>②政策供給体制:政策の充実に伴いその供給体制も整備された。</p> <p>③政策思想:成長率低下や通貨危機、石油危機への対応に迫られ、施策の拡充が求められた。</p> <p>④政策資源:安定成長に伴う税収減により予算の制約が高まった。</p>	<p>①通貨危機、石油危機等に対応して国際経済調整関係法(71~)が次々に制定され、緊急避難的な措置が講じられた。</p> <p>②本格的な転換法(76)が登場し、事業転換対策が中小企業政策の柱として認知された。</p> <p>③成長率の低下を背景に市場における競争が激しさを増し、中小企業と大企業の紛争が多発した。これに対応するため分野調整法(77)が制定された。</p>
<p>●政策要因としては経済環境の変化への適応に苦しんだ政策対象(中小企業)の実態が緊急支援措置や分野調整措置などの政策の導入をもたらしたといえる。</p>		

## 政策要因と政策動向の関係④

政策期間	政策要因	政策動向
<p>1985-94 政策転換期</p>	<p>①政策対象:バブルの形成と崩壊のプロセスにおいて中小企業の事業所数、出荷額等の伸びは止まり、減少の兆しが生じた。開廃業率は逆転し経営課題は求人難から売上減へと変化した。</p> <p>②政策供給体制:概ね横這い状態</p> <p>③政策思想:ソフト経営資源の充実、地域重視などが明らかとなった。</p> <p>④政策資源:財政再建のため予算制約が高まった。</p>	<p>①技術開発促進法(85)、融合化法(88)、新分野法(93)など新たな視点からの施策が登場した。</p> <p>②業種別政策や共同化施策にかわって地域振興策がウェイトを高めた。特定地域中小企業対策法(86)、集積活性化法(92)など。</p> <p>③労働力確保法により中企庁と労働省の協働が実現した。</p> <p>④経営改善普及事業に「一般財源化」が導入され、都道府県補助金が大幅に削減された。</p>
<p>●バブルの形成から崩壊までの過程で、多くの経営課題が発生し、これに対応する政策が展開された。ソフト重視・地域重視の政策思想に沿った施策が実施された。</p>		

## 政策要因と政策動向の関係⑤

政策期間	政策要因	政策動向
1995- 新政策期	<p>①政策対象:長期不況を経て事業所数、出荷額等は減少に転じ、廃業率が高まる等中小企業の活力低下が懸念される状況となった。</p> <p>②政策供給体制:2001年の省庁再編により組織・定員が見直された。特殊法人改革により政府系3機関の民営化・統合が進められた。</p> <p>③政策思想:中小企業を積極的に再評価し、21世紀の中小企業像が示された。</p> <p>④政策資源:厳しく抑制された。</p> <p>●中小企業の活性化を通じて日本経済の再生を進めるため、市場主義を軸とする改革が進められた。基本法の改正をはじめとする中小企業政策の見直しと予算等の再編が行われた。</p>	<p>①創業支援(95年創造法)、ベンチャー支援、海外展開支援、新連携など新たな政策が登場した。</p> <p>②経営革新(99経営革新法)、新事業創出(98)等に対する支援が整備された。</p> <p>③基本法の抜本改正(99)が行われ、中小企業政策の新たな方向が示された。</p> <p>④指導法の再編(00支援法)</p> <p>⑤貸し渋り対策、特別保証など異例の対策が講じられた。</p>

---

○ プレゼンは以上で終了します。  
ご清聴有難うございました。